

理容師・美容師養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類																																																																		
<p>2 施設設備等に関する事項</p> <p>(1) 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①～③すべて満たすこと。)</p> <p>①普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数。専用であること。(理(美)指定規則第4(3)条ヌ))</p> <p>○生徒1名当たり内法で1.65㎡以上(理(美)指定規則第4(3)条ル))</p> <p>○1学級の定員が40名を超えていないか。(同時授業承認除く)(理(美)指定規則第4(3)条チ)、理(美)指導要領5(6))</p> <p>②実習室(適当な数。専用であること。(理(美)指定規則第4(3)条ヌ))</p> <p>○生徒1名当たり内法で1.65㎡以上(理(美)指定規則第4(3)条ヲ))</p> <p>③教員室、事務室、図書室(理(美)指定規則第4(3)条ヌ)</p> <p>※聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における理(美)容師養成施設の指定については、次に掲げる基準によることができる。(平成20年2月29日厚生労働省告示第43(48)号)</p> <p>○普通教室の面積は、24.75㎡以上であること。</p> <p>○同時に授業を行う1学級の生徒数は、15人以下とすること。</p> <p>○実習室の面積は、24.75㎡以上であること。</p> <p>(2) 消毒に必要な医薬品等の薬品について、安全かつ適切な保管及び管理を行うための専用の場所があるか。</p> <p>(3) 建物の配置及び構造設備は、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものか。(理(美)指定規則第4(3)条リ)</p> <p>(4) 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有すること。</p> <p>(理(美)指定規則第4(3)条カ、理(美)指導要領別表1・2)</p> <table border="1" data-bbox="156 689 778 857"> <thead> <tr> <th>(別表1)</th> <th></th> <th>(数量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 普通教室(1教室につき)</td> <td>生徒用椅子及び机</td> <td>同時に授業を行う生徒の数と同数以上</td> </tr> <tr> <td>2 実習室</td> <td>理(美)容用椅子(理(美)実習室を行う1実習室につき)</td> <td>同時に授業を行う生徒の数の2分の1以上</td> </tr> <tr> <td>実験器具(別表2)</td> <td></td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>視聴覚機器(別表2)</td> <td></td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>顕微鏡</td> <td></td> <td>1台以上</td> </tr> <tr> <td>人体模型</td> <td></td> <td>1台以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <p>指定規則第4条第2項に基づき、指定基準を定めた聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校及び矯正施設の養成施設は、次のおとりとする。</p> <p>1 聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の養成施設については「2実習室」欄の「理(美)容用椅子」の数量を、「同時に授業を行う生徒の3分の1以上」とする。</p> <p>2 矯正施設の養成施設については「2実習室」欄の「理(美)容用椅子」の数量を、「8以上」とする。□</p> <table border="1" data-bbox="156 1003 778 1615"> <thead> <tr> <th>(別表2)</th> <th></th> <th>(具体的器具等の例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 標準とする器具</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 物理学関係用</td> <td>(1) 光関係実験器具</td> <td>プリズム、凹面鏡、凸面鏡、凸レンズ、凹レンズ、光学実験用光源、色彩表、視力表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 波動関係実験器具</td> <td>波動伝導に関する実験装置、オシロスコープ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 電気関係実験器具</td> <td>テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、蛍光灯(原理の説明に使用できるもの)、静電気の実験器具、ドライヤー(実験用)、ヘアアイロン(実験用)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 力学関係実験器具</td> <td>力のつり合いの実験器具(支持台、天秤、錘、消車等)、てこの原理の実験器具、弾性の実験器具</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 熱関係実験器具</td> <td>温度計、バイメタル温度計、金属・液体・気体の膨張実験器具、熱の放射・伝導の実験器具</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) 化学関係実験器具</td> <td>pHメーター、pH指示薬、リトマス試験紙、比重計、ブンゼンバーナー、実験用各種スタンド類、蒸留水製造器一式(ガラス製冷却器、フラスコ、冷却水循環ポンプ、ガラス管、ゴム管、ゴム栓等)、原子・分子構造模型、電池・電気分解実験器具</td> </tr> <tr> <td>2 保健、衛生管理、皮膚科学、消毒関係用</td> <td>(1) 消毒関係実験器具</td> <td>消毒薬一式、リットル瓶、メスシリンダー、フラスコ、コルベン、ビュレット、ビベット、試薬ビン、ロート、シャーレ、試験管、理学的消毒器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 皮膚関係実験器具</td> <td>皮膚・毛髪組織の模型、皮膚・毛髪顕微鏡用プレパラート、主要な皮膚・毛髪疾患の模型</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 環境その他の実験器具</td> <td>寒暖計、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、空気成分試験器</td> </tr> <tr> <td>II 標準とする視聴覚機器</td> <td></td> <td>(具体的器具等の例)</td> </tr> <tr> <td>視聴覚機材</td> <td></td> <td>視聴覚機材 プロジェクター(スライド、OHP等)、映写スクリーン、VTR装置一式、教材用ビデオ</td> </tr> <tr> <td>III 標準とする図書</td> <td></td> <td>(具体的器具等の例)</td> </tr> <tr> <td>図書</td> <td></td> <td>教育上必要な専門図書及び学術雑誌</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。</p> <p>(理(美)指定規則第6(5)条第1項、理(美)指導要領7(1)、7(7))</p>	(別表1)		(数量)	1 普通教室(1教室につき)	生徒用椅子及び机	同時に授業を行う生徒の数と同数以上	2 実習室	理(美)容用椅子(理(美)実習室を行う1実習室につき)	同時に授業を行う生徒の数の2分の1以上	実験器具(別表2)		一式	視聴覚機器(別表2)		一式	顕微鏡		1台以上	人体模型		1台以上	(別表2)		(具体的器具等の例)	I 標準とする器具			1 物理学関係用	(1) 光関係実験器具	プリズム、凹面鏡、凸面鏡、凸レンズ、凹レンズ、光学実験用光源、色彩表、視力表		(2) 波動関係実験器具	波動伝導に関する実験装置、オシロスコープ		(3) 電気関係実験器具	テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、蛍光灯(原理の説明に使用できるもの)、静電気の実験器具、ドライヤー(実験用)、ヘアアイロン(実験用)		(4) 力学関係実験器具	力のつり合いの実験器具(支持台、天秤、錘、消車等)、てこの原理の実験器具、弾性の実験器具		(5) 熱関係実験器具	温度計、バイメタル温度計、金属・液体・気体の膨張実験器具、熱の放射・伝導の実験器具		(6) 化学関係実験器具	pHメーター、pH指示薬、リトマス試験紙、比重計、ブンゼンバーナー、実験用各種スタンド類、蒸留水製造器一式(ガラス製冷却器、フラスコ、冷却水循環ポンプ、ガラス管、ゴム管、ゴム栓等)、原子・分子構造模型、電池・電気分解実験器具	2 保健、衛生管理、皮膚科学、消毒関係用	(1) 消毒関係実験器具	消毒薬一式、リットル瓶、メスシリンダー、フラスコ、コルベン、ビュレット、ビベット、試薬ビン、ロート、シャーレ、試験管、理学的消毒器		(2) 皮膚関係実験器具	皮膚・毛髪組織の模型、皮膚・毛髪顕微鏡用プレパラート、主要な皮膚・毛髪疾患の模型		(3) 環境その他の実験器具	寒暖計、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、空気成分試験器	II 標準とする視聴覚機器		(具体的器具等の例)	視聴覚機材		視聴覚機材 プロジェクター(スライド、OHP等)、映写スクリーン、VTR装置一式、教材用ビデオ	III 標準とする図書		(具体的器具等の例)	図書		教育上必要な専門図書及び学術雑誌	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>申請時の 平面図</p> <p>校舎各室の 一覧表</p> <p>備品類目録</p> <p>図書目録</p>
(別表1)		(数量)																																																																		
1 普通教室(1教室につき)	生徒用椅子及び机	同時に授業を行う生徒の数と同数以上																																																																		
2 実習室	理(美)容用椅子(理(美)実習室を行う1実習室につき)	同時に授業を行う生徒の数の2分の1以上																																																																		
実験器具(別表2)		一式																																																																		
視聴覚機器(別表2)		一式																																																																		
顕微鏡		1台以上																																																																		
人体模型		1台以上																																																																		
(別表2)		(具体的器具等の例)																																																																		
I 標準とする器具																																																																				
1 物理学関係用	(1) 光関係実験器具	プリズム、凹面鏡、凸面鏡、凸レンズ、凹レンズ、光学実験用光源、色彩表、視力表																																																																		
	(2) 波動関係実験器具	波動伝導に関する実験装置、オシロスコープ																																																																		
	(3) 電気関係実験器具	テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、蛍光灯(原理の説明に使用できるもの)、静電気の実験器具、ドライヤー(実験用)、ヘアアイロン(実験用)																																																																		
	(4) 力学関係実験器具	力のつり合いの実験器具(支持台、天秤、錘、消車等)、てこの原理の実験器具、弾性の実験器具																																																																		
	(5) 熱関係実験器具	温度計、バイメタル温度計、金属・液体・気体の膨張実験器具、熱の放射・伝導の実験器具																																																																		
	(6) 化学関係実験器具	pHメーター、pH指示薬、リトマス試験紙、比重計、ブンゼンバーナー、実験用各種スタンド類、蒸留水製造器一式(ガラス製冷却器、フラスコ、冷却水循環ポンプ、ガラス管、ゴム管、ゴム栓等)、原子・分子構造模型、電池・電気分解実験器具																																																																		
2 保健、衛生管理、皮膚科学、消毒関係用	(1) 消毒関係実験器具	消毒薬一式、リットル瓶、メスシリンダー、フラスコ、コルベン、ビュレット、ビベット、試薬ビン、ロート、シャーレ、試験管、理学的消毒器																																																																		
	(2) 皮膚関係実験器具	皮膚・毛髪組織の模型、皮膚・毛髪顕微鏡用プレパラート、主要な皮膚・毛髪疾患の模型																																																																		
	(3) 環境その他の実験器具	寒暖計、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、空気成分試験器																																																																		
II 標準とする視聴覚機器		(具体的器具等の例)																																																																		
視聴覚機材		視聴覚機材 プロジェクター(スライド、OHP等)、映写スクリーン、VTR装置一式、教材用ビデオ																																																																		
III 標準とする図書		(具体的器具等の例)																																																																		
図書		教育上必要な専門図書及び学術雑誌																																																																		

理容師・美容師養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類				
<p>3 教員等に関する事項</p> <p>(1) 教員及び専任教員の数は不足していないか。(理(美)指定規則第4(3)条第1項第1号へ、第2号ロ、第3号ハ) (昼間課程) ○教員は「定員×1学級の週あたり平均授業時間数÷(40×15)」で算出された人数(最低5人)以上であり、その2分の1以上が専任であること。 (同時授業を行う承認養成施設は「定員+同時授業を行う美容師(理容師)養成施設の定員」となる。 ただし専任教員のうち一人以上は、理容師(美容師)養成施設の教員であること。) ※聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における理(美)容師養成施設の指定については、次に掲げる基準によることができる。(平成20年2月29日厚生労働省告示第43(48)号) ○教員の数は、五人以上であり、かつ、教員数の五分の二以上が専任であること。 (夜間課程) ○教員は「定員×1学級の週あたり平均授業時間数÷(40×15)」で算出された人数(最低4人)以上であり、その2分の1以上が専任であること。 (同時授業を行う承認養成施設は「定員+同時授業を行う美容師(理容師)養成施設の定員」となる。 ただし専任教員のうち一人以上は、理容師(美容師)養成施設の教員であること。) (通信課程) ○教員は相当数の者を置くものとし、そのうち専任の者の数は、生徒200人以下の場合は3人、200人又はその端数を超えるごとに1人を加えた数であること。</p> <p>(2) 昼間及び夜間課程がある場合は、1週間あたり15時間(実習担当は20時間)以内で専任教員を兼ねることができる。(理(美)指導要領3(3))</p> <p>(3) 通信課程がある場合は、2名を限度として専任教員を兼ねることができる。 (理(美)指導要領3(4))</p> <p>(4) 上記2名以外については、1週間あたり7時間(実習担当は10時間)以内で専任教員を兼ねることができる。 (理(美)指導要領3(4)ただし文)</p> <p>(5) 添削指導を行う者は、養成施設の教員であること。(理(美)指導要領3(5))</p> <p>(6) 各科目についての教員要件は以下の通りであること。(理(美)指定規則別表第3) ※(教員・担当科目毎に教員要件を確認すること。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p>	<p>教員一覧</p> <p>資格証写し 原本確認要</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="164 952 491 1220">関係法規・制度</td> <td data-bbox="491 952 1098 1220"> <p>一 旧教員免許令(明治三十三年勅令第百三十四号)に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程(明治四十一年文部省令第三十二号)第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において法律学を修めた者</p> <p>二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の卒業者(同法に基づく専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)の修了者を含む。)であって、法律学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位(同法第四十四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)を有する者</p> <p>三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第五条又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)第一条若しくは第二条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 衛生行政に三年以上の経験を有する者</p> <p>五 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験又は司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)による司法試験に合格した者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 1220 491 1444">衛生管理 保健</td> <td data-bbox="491 1220 1098 1444"> <p>一 医師</p> <p>二 歯科医師</p> <p>三 薬剤師</p> <p>四 獣医師</p> <p>五 保健師</p> <p>六 助産師</p> <p>七 看護師</p> <p>八 理容師・美容師の免許を受けた後、実務又は理容師・美容師養成施設において左欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p> </td> </tr> </table>	関係法規・制度	<p>一 旧教員免許令(明治三十三年勅令第百三十四号)に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程(明治四十一年文部省令第三十二号)第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において法律学を修めた者</p> <p>二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の卒業者(同法に基づく専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)の修了者を含む。)であって、法律学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位(同法第四十四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)を有する者</p> <p>三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第五条又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)第一条若しくは第二条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 衛生行政に三年以上の経験を有する者</p> <p>五 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験又は司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)による司法試験に合格した者</p>	衛生管理 保健	<p>一 医師</p> <p>二 歯科医師</p> <p>三 薬剤師</p> <p>四 獣医師</p> <p>五 保健師</p> <p>六 助産師</p> <p>七 看護師</p> <p>八 理容師・美容師の免許を受けた後、実務又は理容師・美容師養成施設において左欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p>		
関係法規・制度	<p>一 旧教員免許令(明治三十三年勅令第百三十四号)に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程(明治四十一年文部省令第三十二号)第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において法律学を修めた者</p> <p>二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の卒業者(同法に基づく専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)の修了者を含む。)であって、法律学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位(同法第四十四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)を有する者</p> <p>三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第五条又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)第一条若しくは第二条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 衛生行政に三年以上の経験を有する者</p> <p>五 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験又は司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)による司法試験に合格した者</p>					
衛生管理 保健	<p>一 医師</p> <p>二 歯科医師</p> <p>三 薬剤師</p> <p>四 獣医師</p> <p>五 保健師</p> <p>六 助産師</p> <p>七 看護師</p> <p>八 理容師・美容師の免許を受けた後、実務又は理容師・美容師養成施設において左欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p>					

理容師・美容師養成施設自己点検表

点検項目		判定	確認書類
化粧品化学	一 薬剤師 二 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において化学を修めた者 三 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ関スル規程(大正十一年文部省令第四号)第六条第五号の規定により許可を受けた学校又は同条第七号の規定に基づく昭和十五年十月文部省告示第五百六十九号(実業学校教員検定ニ関スル規程第六条第七号により無試験検定を受けることができる者の指定の件)に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であって、当該学校又は養成所において化学を修めた者 四 学校教育法に基づく大学の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。)であって、化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位(同法第百四十二条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)を有する者 五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 六 理容師・美容師の免許を受けた後、実務又は理容師・美容師養成施設において左欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したものの		
文化論	一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であって当該学校において美術を修めた者 二 学校教育法に基づく大学の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。)であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位(同法第百四十二条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)を有する者 三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの (一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者 (二) 理容師・美容師の免許を受けた後、実務又は理容師・美容師養成施設において左欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になるもの		
運営管理	一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者 二 学校教育法に基づく大学の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。)であって、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位(同法第百四十二条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)を有する者 三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの (一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者 (二) 理容師・美容師の免許を受けた後、実務又は理容師・美容師養成施設において左欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になるもの		
理容・美容技術理論 理容・美容実習	理容師・美容師の免許を受けた後、実務又は理容師・美容師養成施設において左欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したものの		
選択課目	それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者		

○理容師養成施設においては「理容師」、美容師養成施設においては「美容師」とすること。
 ○「実務に従事した経験」とは理容所(美容所)において理容師(美容師)として業務に従事した経験をいう。
 (理(美)指導要領3(8))
 ○それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者とは、その担当課目に応じ、それぞれ専門的な知識、技能を有する者をいう。(理(美)指導要領3(10))

理容師・美容師養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類																																																																																																																										
4 教育に関する事項 (1) 通学課程における教育の内容は以下の内容以上か。(理(美)指定規則別表第1、理(美)教科課程の基準)	<input type="checkbox"/> 適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	教育課程表 シラバス																																																																																																																										
通学課程 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課目</th> <th>(※1)単位数</th> <th>(※2)時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必修課目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係法規・制度</td> <td>一単位以上</td> <td>三十時間以上</td> </tr> <tr> <td>衛生管理</td> <td>三単位以上</td> <td>九十時間以上</td> </tr> <tr> <td>保健</td> <td>三単位以上</td> <td>九十時間以上</td> </tr> <tr> <td>香粧品化学</td> <td>二単位以上</td> <td>六十時間以上</td> </tr> <tr> <td>文化論</td> <td>二単位以上</td> <td>六十時間以上</td> </tr> <tr> <td>理容・美容技術理論</td> <td>五単位以上</td> <td>百五十時間以上</td> </tr> <tr> <td>運営管理</td> <td>一単位以上</td> <td>三十時間以上</td> </tr> <tr> <td>理容・美容実習</td> <td>三十単位以上</td> <td>九百時間以上</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>四十七単位以上</td> <td>千四百十時間以上</td> </tr> <tr> <td>選択課目</td> <td>(※3)二十単位以上</td> <td>(※4)六百時間以上</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>六十七単位以上</td> <td>二千十時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で理容師・美容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。</p> <p>※2単位より行うことが困難な理容師・美容師養成施設にあっては、それぞれの教科課目ごとに次の表のとおり定められている授業時間数に則り、単位に代えて適切な時間数を定めるものとする。</p> <p>※3理容師・美容師養成施設においては、選択必修課目の各教科課目について、その内容等に応じて適切な単位数を定めるものとする。この場合、一般教養に係る教科課目の単位数は、一課目につき一単位以上、専門教育に係る教科課目の単位数は、一課目につき二単位以上とし、選択必修課目の総単位数は、二十単位以上とする。</p> <p>※4単位より行うことが困難な理容師・美容師養成施設にあっては、一般教養に係る教科課目の授業時間数は、一課目につき三十時間以上、専門教育に係る教科課目の授業時間数は、一課目につき六十時間以上とし、選択必修課目の総授業時間数は、六百時間以上とする。</p> <p>理容修得者課程及び美容修得者課程における課目・単位数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課目</th> <th>(※1)単位数</th> <th>(※2)時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必修課目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理容・美容技術理論</td> <td>四単位以上</td> <td>百二十時間以上</td> </tr> <tr> <td>理容・美容実習</td> <td>二十三単位以上</td> <td>六百九十時間以上</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>二十七単位以上</td> <td>八百十時間以上</td> </tr> <tr> <td>選択課目</td> <td>七単位以上</td> <td>二百十時間以上</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>三十四単位以上</td> <td>千二十時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	課目	(※1)単位数	(※2)時間数	必修課目			関係法規・制度	一単位以上	三十時間以上	衛生管理	三単位以上	九十時間以上	保健	三単位以上	九十時間以上	香粧品化学	二単位以上	六十時間以上	文化論	二単位以上	六十時間以上	理容・美容技術理論	五単位以上	百五十時間以上	運営管理	一単位以上	三十時間以上	理容・美容実習	三十単位以上	九百時間以上	小計	四十七単位以上	千四百十時間以上	選択課目	(※3)二十単位以上	(※4)六百時間以上	合計	六十七単位以上	二千十時間以上	課目	(※1)単位数	(※2)時間数	必修課目			理容・美容技術理論	四単位以上	百二十時間以上	理容・美容実習	二十三単位以上	六百九十時間以上	小計	二十七単位以上	八百十時間以上	選択課目	七単位以上	二百十時間以上	合計	三十四単位以上	千二十時間以上																																																																
課目	(※1)単位数	(※2)時間数																																																																																																																										
必修課目																																																																																																																												
関係法規・制度	一単位以上	三十時間以上																																																																																																																										
衛生管理	三単位以上	九十時間以上																																																																																																																										
保健	三単位以上	九十時間以上																																																																																																																										
香粧品化学	二単位以上	六十時間以上																																																																																																																										
文化論	二単位以上	六十時間以上																																																																																																																										
理容・美容技術理論	五単位以上	百五十時間以上																																																																																																																										
運営管理	一単位以上	三十時間以上																																																																																																																										
理容・美容実習	三十単位以上	九百時間以上																																																																																																																										
小計	四十七単位以上	千四百十時間以上																																																																																																																										
選択課目	(※3)二十単位以上	(※4)六百時間以上																																																																																																																										
合計	六十七単位以上	二千十時間以上																																																																																																																										
課目	(※1)単位数	(※2)時間数																																																																																																																										
必修課目																																																																																																																												
理容・美容技術理論	四単位以上	百二十時間以上																																																																																																																										
理容・美容実習	二十三単位以上	六百九十時間以上																																																																																																																										
小計	二十七単位以上	八百十時間以上																																																																																																																										
選択課目	七単位以上	二百十時間以上																																																																																																																										
合計	三十四単位以上	千二十時間以上																																																																																																																										
(2) 通信課程における教育の内容(理(美)通信課程授業方法の基準、理(美)通信課程授業方法の基準の運用)	<input type="checkbox"/> 適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																																																											
通信課程(添削指導の回数) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課目</th> <th>添削指導の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必修課目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係法規・制度</td> <td>三回以上</td> </tr> <tr> <td>衛生管理</td> <td>四回以上</td> </tr> <tr> <td>保健</td> <td>三回以上</td> </tr> <tr> <td>香粧品化学</td> <td>二回以上</td> </tr> <tr> <td>文化論</td> <td>二回以上</td> </tr> <tr> <td>理容・美容技術理論</td> <td>八回以上</td> </tr> <tr> <td>運営管理</td> <td>三回以上</td> </tr> <tr> <td>理容・美容実習</td> <td>六回以上</td> </tr> <tr> <td>選択課目</td> <td>進捗に応じて適当な回数</td> </tr> </tbody> </table> <p>理容修得者課程及び美容修得者課程における通信課程(添削指導の回数)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課目</th> <th>添削指導の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必修課目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理容・美容技術理論</td> <td>八回以上</td> </tr> <tr> <td>理容・美容実習</td> <td>六回以上</td> </tr> <tr> <td>選択課目</td> <td>進捗に応じて適当な回数</td> </tr> </tbody> </table> <p>通信課程(面接授業)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課目</th> <th colspan="2">理容所・美容所に常勤で従事しない者(非常勤含)</th> <th colspan="2">理容所・美容所で常勤で従事する者</th> </tr> <tr> <th>単位数</th> <th>(※1)時間数</th> <th>単位数</th> <th>(※1)時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必修課目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係法規・制度</td> <td>二単位以上</td> <td>十時間以上</td> <td>二単位以上</td> <td>十時間以上</td> </tr> <tr> <td>衛生管理</td> <td>六単位以上</td> <td>三十時間以上</td> <td>六単位以上</td> <td>三十時間以上</td> </tr> <tr> <td>保健</td> <td>五単位以上</td> <td>二十五時間以上</td> <td>五単位以上</td> <td>二十五時間以上</td> </tr> <tr> <td>香粧品化学</td> <td>六単位以上</td> <td>三十時間以上</td> <td>六単位以上</td> <td>三十時間以上</td> </tr> <tr> <td>文化論</td> <td>二単位以上</td> <td>十時間以上</td> <td>二単位以上</td> <td>十時間以上</td> </tr> <tr> <td>理容・美容技術理論</td> <td>五単位以上</td> <td>二十五時間以上</td> <td>二単位以上</td> <td>十時間以上</td> </tr> <tr> <td>運営管理</td> <td>二単位以上</td> <td>十時間以上</td> <td>一単位以上</td> <td>五時間以上</td> </tr> <tr> <td>理容・美容実習</td> <td>九十単位以上</td> <td>四百五十時間以上</td> <td>三十五単位以上</td> <td>百七十五時間以上</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>百十八単位以上</td> <td>五百九十時間以上</td> <td>五十九単位以上</td> <td>二百九十五時間以上</td> </tr> <tr> <td>選択課目(実習を伴う各課目)</td> <td>二単位以上</td> <td>十時間以上</td> <td>一単位以上</td> <td>五時間以上</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>百二十単位以上</td> <td>六百時間以上</td> <td>六十単位以上</td> <td>三百時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>理容修得者課程及び美容修得者課程における通信課程(面接授業)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課目</th> <th>単位数</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必修課目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理容・美容技術理論</td> <td>二単位以上</td> <td>十時間以上</td> </tr> <tr> <td>理容・美容実習</td> <td>四十五単位以上</td> <td>二百二十五時間以上</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>四十七単位以上</td> <td>二百三十五時間以上</td> </tr> <tr> <td>選択課目(実習を伴う各課目)</td> <td>一単位以上</td> <td>五時間以上</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>四十八単位以上</td> <td>二百四十時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	課目	添削指導の回数	必修課目		関係法規・制度	三回以上	衛生管理	四回以上	保健	三回以上	香粧品化学	二回以上	文化論	二回以上	理容・美容技術理論	八回以上	運営管理	三回以上	理容・美容実習	六回以上	選択課目	進捗に応じて適当な回数	課目	添削指導の回数	必修課目		理容・美容技術理論	八回以上	理容・美容実習	六回以上	選択課目	進捗に応じて適当な回数	課目	理容所・美容所に常勤で従事しない者(非常勤含)		理容所・美容所で常勤で従事する者		単位数	(※1)時間数	単位数	(※1)時間数	必修課目					関係法規・制度	二単位以上	十時間以上	二単位以上	十時間以上	衛生管理	六単位以上	三十時間以上	六単位以上	三十時間以上	保健	五単位以上	二十五時間以上	五単位以上	二十五時間以上	香粧品化学	六単位以上	三十時間以上	六単位以上	三十時間以上	文化論	二単位以上	十時間以上	二単位以上	十時間以上	理容・美容技術理論	五単位以上	二十五時間以上	二単位以上	十時間以上	運営管理	二単位以上	十時間以上	一単位以上	五時間以上	理容・美容実習	九十単位以上	四百五十時間以上	三十五単位以上	百七十五時間以上	小計	百十八単位以上	五百九十時間以上	五十九単位以上	二百九十五時間以上	選択課目(実習を伴う各課目)	二単位以上	十時間以上	一単位以上	五時間以上	計	百二十単位以上	六百時間以上	六十単位以上	三百時間以上	課目	単位数	時間数	必修課目			理容・美容技術理論	二単位以上	十時間以上	理容・美容実習	四十五単位以上	二百二十五時間以上	小計	四十七単位以上	二百三十五時間以上	選択課目(実習を伴う各課目)	一単位以上	五時間以上	計	四十八単位以上	二百四十時間以上		
課目	添削指導の回数																																																																																																																											
必修課目																																																																																																																												
関係法規・制度	三回以上																																																																																																																											
衛生管理	四回以上																																																																																																																											
保健	三回以上																																																																																																																											
香粧品化学	二回以上																																																																																																																											
文化論	二回以上																																																																																																																											
理容・美容技術理論	八回以上																																																																																																																											
運営管理	三回以上																																																																																																																											
理容・美容実習	六回以上																																																																																																																											
選択課目	進捗に応じて適当な回数																																																																																																																											
課目	添削指導の回数																																																																																																																											
必修課目																																																																																																																												
理容・美容技術理論	八回以上																																																																																																																											
理容・美容実習	六回以上																																																																																																																											
選択課目	進捗に応じて適当な回数																																																																																																																											
課目	理容所・美容所に常勤で従事しない者(非常勤含)		理容所・美容所で常勤で従事する者																																																																																																																									
	単位数	(※1)時間数	単位数	(※1)時間数																																																																																																																								
必修課目																																																																																																																												
関係法規・制度	二単位以上	十時間以上	二単位以上	十時間以上																																																																																																																								
衛生管理	六単位以上	三十時間以上	六単位以上	三十時間以上																																																																																																																								
保健	五単位以上	二十五時間以上	五単位以上	二十五時間以上																																																																																																																								
香粧品化学	六単位以上	三十時間以上	六単位以上	三十時間以上																																																																																																																								
文化論	二単位以上	十時間以上	二単位以上	十時間以上																																																																																																																								
理容・美容技術理論	五単位以上	二十五時間以上	二単位以上	十時間以上																																																																																																																								
運営管理	二単位以上	十時間以上	一単位以上	五時間以上																																																																																																																								
理容・美容実習	九十単位以上	四百五十時間以上	三十五単位以上	百七十五時間以上																																																																																																																								
小計	百十八単位以上	五百九十時間以上	五十九単位以上	二百九十五時間以上																																																																																																																								
選択課目(実習を伴う各課目)	二単位以上	十時間以上	一単位以上	五時間以上																																																																																																																								
計	百二十単位以上	六百時間以上	六十単位以上	三百時間以上																																																																																																																								
課目	単位数	時間数																																																																																																																										
必修課目																																																																																																																												
理容・美容技術理論	二単位以上	十時間以上																																																																																																																										
理容・美容実習	四十五単位以上	二百二十五時間以上																																																																																																																										
小計	四十七単位以上	二百三十五時間以上																																																																																																																										
選択課目(実習を伴う各課目)	一単位以上	五時間以上																																																																																																																										
計	四十八単位以上	二百四十時間以上																																																																																																																										

理容師・美容師養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類	
<p>※1 単位により行うことが困難な理容師・美容師養成施設にあっては、それぞれの教科科目ごとに次の表のとおり定められている授業時間数に則し、単位に代えて適切な時間数を定めるものとする。</p> <p>○面接授業は、通信授業及び添削指導との関連を考慮して行うものとする。</p> <p>○単位数の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、五時間以上を基準として、理(美)容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。(専修学校設置基準とは異なるため要注意)</p> <p>○面接授業の一回の日数は、一日の授業時間数は、七時間以内とする。</p> <p>○同時に授業を行う一学級の生徒数は、四十人以下とする。</p> <p>○理(美)容所に常勤として従事している者である生徒に対する面接授業の緩和に当たっては、入所決定時に理(美)容所に常勤で従事していることを確認した上で行うとともに、入所途中においても、当該生徒が従事している理(美)容所から、その証明の提出を受けるものとする。なお、入所途中で生徒の理(美)容所における就業形態が常勤から非常勤に変更された場合にあっては、当該生徒が履修する面接授業の単位数又は授業時間数の緩和について、「通信課程における授業方法等の基準」第三の二の1及び3に定める表の中欄に掲げる単位数又は時間数により行うものとする。</p> <p>(3) 実際の授業時間数が学則で定める時間数より少なくないか。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ○授業の1単位時間は50分を標準としているか。(理(美)教科課程基準の運用1(1)ウ) ただし、理容・美容実習及び実習を伴う選択必修科目の授業時間については、原則として1回あたり2単位時間を配当しているか。</p> <p>(4) 中学校卒業者に対する講習は以下の要件を満たしているか。(平成20年2月29日厚生労働省告示第41(46)号) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ○講習科目は、現代社会、化学及び保健とし、その単位数は、それぞれ一単位以上を定めるものとする。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ○単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十五時間から四十五時間までの範囲で理(美)容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ○単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、それぞれの講習科目の区分ごとの授業時間数は三十五時間以上とし、単位数に代えて適切な時間数を定めるものとする。</p> <p>(5) 不適当な合同授業、合併授業を行っていないか。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(6) 1学級の生徒数が40名以下となっているか。(理(美)指導要領5(6)) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(7) 入所、卒業、成績及び出欠状況その他生徒に関する記録は確実に保存しているか。(理(美)指導要領4(11)) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(8) 各科目の出席時間数が不良な者について卒業を認めていないか。(理(美)教科課程基準運用4-(3)) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・出勤簿 ・出席簿 ・講義録</p> <p>・成績認定 会議記録</p>	<p>5 実習に関する事項</p> <p>(1) 実習記録と評価記録が作成されているか。(理(美)教科課程基準の運用8(3)ア) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(2) モデルを使用して行う実習の開始時期は適正か。(理(美)教科課程基準の運用8(3)オ) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(3) 理容・美容実習のモデルは社会福祉事業の対象とされる生計困難者もしくは生徒相互によるモデルである等、不特定多数の者をモデルとしていないか。(理(美)指導要領5(5)) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(4) 実習は原則養成施設内で行われているか。(理(美)教科課程基準の運用8(3)カ) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(5) 管理理・美容師を配置する理容所・美容所において、理・美容師の適切な指導監督の下、理容・美容行為及びその付随する作業(「実務実習」)を行うことが望ましい。(理(美)教科課程基準の運用8(3)カ) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ○校外実習を行うにあたっては、実施方法、実施場所及び評価方法を厚生局長宛届出すること。 (理・美指導要領9(7))</p> <p>(6) 実務実習の開始時期は、入所後おおむね6ヶ月を経過してからであること。(理(美)教科課程基準の運用8(3)ケ) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(7) 実務実習は、年間60時間(通信・常勤は20時間)を超えない範囲で行うこと。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> (理(美)教科課程基準の運用8(3)コ)</p> <p>(8) 実務実習先として必要な要件を満たしているか。(理(美)教科課程基準の運用8(3)カ) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ○管理理・美容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる理・美容師がいること。 ○受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。 ○理・美容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。</p> <p>(9) 1人の美容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下となっているか。(理(美)教科課程基準の運用8(3)セ) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p>	
<p>5 実習に関する事項</p> <p>(1) 実習記録と評価記録が作成されているか。(理(美)教科課程基準の運用8(3)ア) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(2) モデルを使用して行う実習の開始時期は適正か。(理(美)教科課程基準の運用8(3)オ) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(3) 理容・美容実習のモデルは社会福祉事業の対象とされる生計困難者もしくは生徒相互によるモデルである等、不特定多数の者をモデルとしていないか。(理(美)指導要領5(5)) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(4) 実習は原則養成施設内で行われているか。(理(美)教科課程基準の運用8(3)カ) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(5) 管理理・美容師を配置する理容所・美容所において、理・美容師の適切な指導監督の下、理容・美容行為及びその付随する作業(「実務実習」)を行うことが望ましい。(理(美)教科課程基準の運用8(3)カ) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ○校外実習を行うにあたっては、実施方法、実施場所及び評価方法を厚生局長宛届出すること。 (理・美指導要領9(7))</p> <p>(6) 実務実習の開始時期は、入所後おおむね6ヶ月を経過してからであること。(理(美)教科課程基準の運用8(3)ケ) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p>(7) 実務実習は、年間60時間(通信・常勤は20時間)を超えない範囲で行うこと。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> (理(美)教科課程基準の運用8(3)コ)</p> <p>(8) 実務実習先として必要な要件を満たしているか。(理(美)教科課程基準の運用8(3)カ) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ○管理理・美容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる理・美容師がいること。 ○受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。 ○理・美容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。</p> <p>(9) 1人の美容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下となっているか。(理(美)教科課程基準の運用8(3)セ) <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p>			

